

北海道知事 鈴木 直道 様

稚内市長 工 藤 広



環境影響評価法に基づく意見について

令和5年9月28日付、環境第615号で通知のありました標記の件について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業 計画段階環境配慮書の事業について、事業実施想定区域は「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」(以下、ガイドライン。)において、「特に定めのない場所」に該当するが、2 km 以内に民家や医療施設等が存在する区域であることから、ガイドラインの遵守に加え、以下の点に関して、特段の配慮が必要であると考えます。また、各種調査については、適宜、調査結果を報告することが必要であると考えます。

1. 事業実施想定区域は、環境アセス中の事業が重複及び隣接していることから、関係する環境影響評価項目に係る累積的な影響について、十分な調査を行うとともに、予測及び評価が適切なものとなるよう、騒音や低周波音、河川への影響など多角的に検討すること。
2. 風力発電機の設置が想定される範囲から最も近い住居等までの距離は1 kmの離隔が設定されているほか、事業実施想定区域から1.3 kmに市立稚内病院附属曲淵健康管理センター、4.7 kmに天北小中学校が位置していることから、騒音や低周波音等の様々な影響について、調査を行い適切な対応を行うこと。
3. 稚内市の水道水用水源である北辰ダムが事業想定区域付近にあるため、その建設にあたっては、水源保全の観点から、稚内市との事前協議を行うほか、専門家等の意見を聴取し、十分に配慮すること。
4. 周氷河地形である宗谷丘陵付近での建設計画となっているため、その建設にあたっては、周氷河地形への影響が最小限となるよう、設置個所等について、十分に配慮すること。
5. 本ガイドライン策定時、国有保安林指定を受けていたエリアや、稚内空港周辺のエリアを「法規制により極めて建設が困難な場所」としているが、関係省庁において、現行の保安林等を確認するとともに、森林法、航空法等の各種法の規制を遵守した計画とすること。
6. 事業の実施にあたっては、稚内空港の運用に支障が生じないように、関係機関等との調整を行うこと。
7. 事業の実施にあたっては、稚内空港や観光施設等の眺望点からの景観について、3D映像やフォトモンタージュ等を活用し地域住民等へ分かりやすい説明を行うとともに、影響が最小限となるよう、十分に配慮すること。

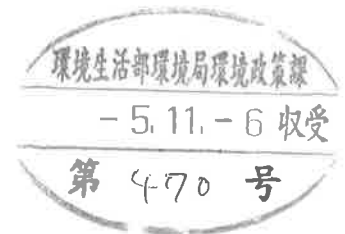
8. 事業実施想定区域内には旧石器時代の遺跡群が確認されているほか、風力発電設備の建設及びこれに伴う輸送路建設の規模が1haを超えることが想定されるため、稚内市教育委員会との事前協議を行うこと。また、埋蔵文化財及び未確認の遺跡について、文化財保護の観点から、事業の各段階において、十分に配慮すること。

9. オジロワシ、オオワシ等の天然記念物について、文化財保護の観点から、事業の各段階において、十分に配慮すること。

10. 事業実施想定区域には、絶滅危惧種であるイトウが生息する猿払川水系（猿払村）周辺が含まれていることから、関係機関や専門家等から助言を得ながら、様々な影響について調査を行い、適切な対応を行うこと。

11. 地域住民等から自然環境や景観への影響、騒音及び低周波音による健康被害、撤去時の適正な処置などに対する不安の声が多く寄せられていることから、地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明、合意形成など適切な対応に努めること。

(企画総務部エネルギー対策課)



猿住発第 375 号  
令和 5 年 10 月 31 日

北海道知事 鈴木直道様

猿払村長 伊藤浩一

「(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について(回答)

令和 5 年 9 月 28 日付け、環境第 615 号で照会のありました標記のことについては、次のとおりです。

記

【意見】

ご照会のありました事業計画については中止し、建設箇所について再考を求める。

【理由】

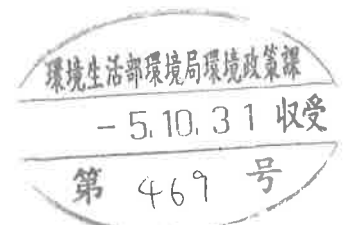
猿払村は地球温暖化対策を講ずるため、地球温暖化対策実行計画を基礎として、再生可能エネルギーの活用を推進している。しかしながら、事業規模や設置箇所によっては、地域の自然環境や生活環境へ与える影響について懸念されるところである。

本村は、水道用水の水源として河川も利用している。現状においても、その年や季節によっては少雨による渇水で、取水制限や節水をお願いを村民に呼びかける事態となることがある。今回の事業を実施することで、森林の持つ水の貯蔵力、浄化力といった機能を著しく低下させることは避けられないと考える。

また、本村は、「環境省レッドリスト 2020」で絶滅危惧 I B 類(EN)の指定を受けており、村の魚(シンボル)としても指定しているイトウが生息する河川を複数有するほか、古来より渡り鳥が飛来する地理的条件の備わった地域で、国や道の鳥獣保護区の指定を受けていることから、官民をあげて動植物や周辺の自然環境の保全に注力しており、今回の事業が及ぼす影響や将来に向けて抱えるリスクは大きいと考える。

以上の理由から、この度の事業計画については、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に寄与する事業であることは理解しているものの、猿払村としては未来に向けて、水資源の保全、村民の暮らす環境を維持していくことが第一と考えることから、上記理由の影響やリスクのより低い建設箇所の再考を求めるものである。

以上



豊商 鈷 第 6 1 号  
令和 5 年 10 月 25 日

北海道知事 鈴木 直道 様

豊富町長 河田 誠



(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する  
豊富町としての意見について

令和 5 年 9 月 28 日付環境第 615 号にて通知のありました(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業計画段階環境配慮書に対しての環境影響評価法第 3 条の 7 第 1 項及び主務省令第 14 条第 1 項に基づく意見照会について、下記のとおり意見を提出致します。

記

配慮書に記載された調査における評価は概ね妥当であると考えます。

本事業予定地については当町外を含む計画であるが、以下の点に留意して今後の計画を進めるように努めていただきたい。

1. 自然環境の保護について

建設予定地の動植物の保全に十分な配慮を行う事。

また、主な建設予定地となる林地改変においては、土砂の流出等の発生のないように十分な配慮と調査を行う事。

2. 景観の保護について

上記に示したように、その景観へ十分な配慮を行う事。

3. 生活環境への影響について

配慮事項には含まれないが今後の調査では生活環境(特に TV 受信)における影響についても十分な調査を行う事。

4. 配慮書に対する意見について

縦覧期間中に寄せられた配慮書に対する意見については、説明等、十分な配慮と対応を行う事。

以上

【担当】商工観光課 鈷山保安係  
主幹兼鈷山保安係長 菊地 昌宏  
TEL 0162-73-1713

環境生活部環境局環境政策課

- 5.10.30 收受

第 443 号